衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、秋田県トラック協会(以下「秋ト協」という)の会員事業者が、 事業用トラックの交通事故を削減するために、衝突被害軽減ブレーキ装置(車両 総重量3.5トン以上8トン未満の車両への装着が対象)を導入した場合に助成 金を交付することを目的とする。

(助成対象装置)

第2条 助成の対象とする装置は、国の「事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車 (ASV)の導入に対する支援」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

(実施期間)

第3条 事業の実施期間は、平成29年4月1日から平成30年2月末日までとする。

(助成金額)

- 第4条 助成金の交付額は次の通りとする。
 - ①補助額 衝突被害軽減ブレーキ装置の取得価格の1/4、上限5万円
 - ②国の補助金との併用は妨げません。
 - ③補助額について、1,000円未満の端数は切り捨てとする。

(助成金の申請)

第5条 助成を受けようとする場合は、「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書(事前申請)」を秋ト協へ申請する。

(助成金の請求)

第6条 会員は機器装着を完了した場合は「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金 交付申請書(実績報告書・助成金請求書)」を秋ト協に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 秋ト協は、前条に基づき助成金の申請があったときは、その内容を審査し、条件に適合すると認めたときは会員に対して助成金を交付する。

(機器の処分期限)

第8条 会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡・交換・廃棄・他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」) に供してはならない。

但し、あらかじめ秋ト協の承諾を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、秋ト協 が別にこれを定める。

《附則》

1. この要綱は平成29年4月1日から適用する。